

台湾における補助犬政策と実務

中 川 純

1. はじめに

飲食店やスーパーマーケットなどでは衛生管理や他の顧客のアレルギー発作の発生防止などを懸念することから、犬などのペットを店舗内にいれることを好ましく思わない場合がある。しかし、身体障害者の中には生活をおこなう上で補助犬の同伴を必要とする個人がおり、そのような場所に同伴するとき、双方の利益が衝突することとなる。日本では、2002年に身体障害者補助犬法（以下、補助犬法）が制定され、この問題に対して一定の方針を示している。その内容は、国等（7条）、公共交通事業者（8条）、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者（9条）は、障害者が「認定」を受けた身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬（2条⁽¹⁾）を同伴することを拒んではならない⁽²⁾というものである。

(1) 日本の補助犬は、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種となっている（補助犬法2条）。実働頭数は、全国で盲導犬928頭、介助犬65頭、聴導犬68頭となっている（2019年3月1日現在）が、地域によって偏在傾向がみられる。東京都には、盲導犬105頭、介助犬6頭、聴導犬16頭、神奈川県には盲導犬66頭、介助犬11頭、聴導犬3頭、大阪府には盲導犬61頭、介助犬7頭、聴導犬11頭、北海道には盲導犬50頭、介助犬2頭がいるにもかかわらず、鳥取県、佐賀県、長崎県、熊本県には三種合わせて5頭以下しかない。（厚生労働省「身体障害者補助犬実働頭数」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165273.html>）。

(2) 補助犬法は、障害者雇用促進法で法定雇用者数が1名以上である事業主

認定は、差別禁止の対象としての適格性を判断するため、補助犬を育成する社会福祉法人・公益財団法人（以下、訓練機関）が訓練した犬について、国が指定する認定法人がおこなう（15条・16条）こととなっている。⁽³⁾ 補助犬法は、補助犬の認定を法制化し、補助犬ユーザーが認定を受けた証明証書を示すことによって双方の利益を調整する制度となっている。

補助犬法には、問題点も存在する。もっとも主要な問題は、制度上、補助犬の訓練を実施する訓練機関が同時に「認定」指定法人にもなれることである。また、訓練機関の関係者が認定指定法人の役員になることもある。訓練機関と同じ法人が、「認定」指定法人となってその訓練機関が育成した犬の適正さを確認するというお手盛りの「認定」が、その客観性を失わせ、結果として、補助犬の質を確保するのが困難な場合を生じさせている。その他に、第1に、犬の質やタスクの実行可能性を判断する「認定」が、差別禁止の基準としてはやや厳格であること、第2に、補助犬を、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種に限定することで、さまざまな症状を抱える障害者の多様なニーズに応えられない状況を生み出していること、などが指摘できよう。また、補助犬が障害者を支援する重要なパートナーでありながら、補助犬政策は、社会保障制度との関連性が薄く、貸与を受けることや維持することに関する財政的支援も限定的にしか提供されていないことも課題となる。

将来のよりよい補助犬法に向けて、諸外国の政策および実務から示唆を得ることが有益であると思われる。そこで、本稿では、中華民国（中華民国、以下、台湾）の補助犬政策についてみていくこととする。台湾では、身心障害者權益保障法（身心障礙者權益保障法）が、補助犬につ

（補助犬法10条）および宅住宅を管理する者（補助犬法11条）に対し、補助犬の利用を拒まないようにする努力義務を課している。

(3) 訓練事業者・指導法人は、介助犬・聴導犬の訓練事業者は24件、指定法人は7件、盲導犬の訓練事業者・指定法人は11件となっている。みずほ情報総研「身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」（2019年）6頁。

いて規定しており、さらに細目が規則によって定められている。台湾の補助犬政策は、補助犬に対する差別を禁止し、利用者に衛生管理を求めるといった枠組みを採用していること、そして補助犬を「資格認定」する制度を有していること、補助犬差別に対し罰金制度や緩やかな指導をおこなう苦情処理制度を有していることなど、日本の政策と多くの共通点がある。一方、補助犬の質を確保するため、台湾独自の取組みもおこなっている。本稿では、台湾の補助犬政策、それに対し訓練機関や中央政府の担当部局がその実現にむけてどのように取り組んでいるかをあきらかにする。さらに、補助犬問題につき台湾を日本のパラレルワールドとみなしつつ、台湾の経験から、日本の政策の課題を指摘することを目的とする。

2. 台湾における補助犬制度の展開⁽⁴⁾

(1) 盲導犬育成機関の創設と発展

台湾の補助犬の歴史は、盲導犬の育成からはじまる。1980年代後半に台湾総統であった李登輝氏がアメリカ合衆国のサンフランシスコ市を訪問したときに、盲導犬のことを知り、その有用性を認識したことが育成のきっかけとなった。李登輝氏が、義理の弟であり、台湾視覚障害者リハビリテーション院（台湾盲人重建院）院長曹文雄氏に働きかけて、1991（民國80）年に、盲導犬の育成をおこなう「惠光導盲犬訓練中心（後の「惠光導盲犬教育基金會（以下、惠光盲導犬教育基金会）」、または単に「惠光導盲犬学校」）」が設立された。当初は、大阪の「日本ライトハウス盲導犬訓練所」の協力を受けていた。⁽⁵⁾ 惠光盲導犬教育基金会は、1996（民國85）年に台湾生まれで、日本で訓練を受けたはじめての盲導犬

(4) 台湾では盲導犬、聴導犬、介護犬を総称する用語として「補助犬」を法律上使用していないが、便宜上使用する。

(5) 陳雅芳氏（惠光導盲犬教育基金會）へのインタビューによる（2019年9月17日）。

(Aggie) を世に送り出した⁽⁶⁾。

もう1つの盲導犬訓練機関として「台湾盲導犬訓練協会 (台湾導盲犬訓練協會)」がある。恵光盲導犬教育基金会は初期の段階では、国外から盲導犬の育成犬を購入するという手法をとっており、さらに訓練士の育成に必ずしも積極的ではなかった。そこで、台湾盲導犬訓練協会の創設者は、台湾国内で盲導犬の育成と訓練士の養成をおこない、また多数の訓練機関が盲導犬を育成したほうが、障害者がよりよい選択ができると考え、同協会を2002 (民國91) 年に設立した⁽⁷⁾。

盲導犬を養成する2つの訓練機関以外に、南部の屏東県にある屏東科技大学 (國立屏東科技大學) が、2007 (民國96) 年に「工作犬訓練センター (工作犬訓練中心)」を設立している。同センターは、盲導犬、聴導犬、介助犬、学習支援犬、警察犬、牛の乳房炎を探知する犬を含むさまざまな工作犬 (working dogs) を養成することを目的としている⁽⁸⁾。

補助犬の育成は、台湾全土でこれら3か所ですらおこなわれていない。

-
- (6) Aggieの飼い主である柯明期氏は、視覚障害者が自主的な判断で行動できるように配慮することを求め、交通省 (交通部)、鉄道局 (鐵路局)、内務省 (内政部)、教育局、航空局 (民航局) など5つの省庁に働きかけ、公共の場所などで盲導犬の利用を認める行政命令を発せさせた。柯氏の努力にもかかわらず、盲導犬の理解が直ちに進んだわけではなかった (傅郁馨「導盲犬服務與使用者受求之研究」國立暨南國際大學社會政策與社會工作學系碩士論文 (2011) 19頁)。柯氏が電車を利用しようとしたとき、駅長は、大きな犬を駅の構内で自由に歩き回らせるわけにはいかないとして、盲導犬 Aggie を袋に入れて背負って電車に乗るように命じたこともあったという (林庭慧「當導盲變成倒忙:臺灣社會環境對視障者使用導盲犬的影響」東吳大學社會學系碩士班碩士論文 (2017) 72-7頁)。
- (7) 楊凱卉氏 (台湾導盲犬訓練協會) へのインタビューによる (2019年9月17日)。
- (8) 祁偉廉氏 (屏東科技大學工作犬訓練中心 (亞洲大学獣医学部教授)) へのインタビューによる (2019年9月12日)。屏東科技大学工作犬訓練センターは、現在は常勤のチーフトレーナーが不在で、わずかな数の補助犬の育成しかおこなっていない。退役犬の管理とドッグトレーナーの養成が中心となっている。

また、盲導犬に関しては、上記2つの訓練機関が中心的機関となっている。

(2) 補助犬法政策の展開と概要

台湾の補助犬政策は、2004(民國93)年6月における「身心障害者保護法(身心障礙者保護法)」の(第4次)改正により、はじめて法制化された。⁽⁹⁾ 身心障害者保護法51条の1は、障害者が、認定を受けた盲導犬(導盲犬)またはその育成犬(幼犬)を同伴して、公に供される場所などに入場することができ、その所有者、管理者または使用者は、入場を拒否してはならず、入場の際し特別な条件を課してはならず、または特別な費用を徴収してはならないとした。さらに盲導犬または育成犬の資格認定、使用者の管理事項、その他の規則については中央政府担当機関がこれを定めると規定した。⁽¹⁰⁾

2007(民國96)年に身心障害者保護法から身心障害者權益保障法への移行に伴い、前法51条の1は、新法60条として規定された。新法60条は、前法の条項に、盲導犬または育成犬が障害者を支援しているとき、他の個人が盲導犬または育成犬に触れること、給餌すること、妨害することを禁止する条項を付け加えた。また、2015(民國104)年には、法規制の対象となる犬として、盲導犬またはその育成犬に、聴導犬(導聴犬)と介助犬(肢體輔助犬)とその育成犬を追加した。⁽¹¹⁾

(9) 身心障害者保護法51条が制定される直前である2004年2月に、高雄市政府が「高雄市視覚障礙者使用導盲犬自治條例」を制定して、盲導犬を使用する障害者の権利について規定した。

(10) この条項は、身心障礙者權益保障法60条4項に引き継がれ、衛生福利部社會及家庭署は、法60条に関する規則(『合格導盲導聾肢體輔助犬及其幼犬資格認定及使用管理辦法』)を定めている。本稿ではこれを便宜上「補助犬規則」ということとする。

(11) 孫一信氏(立法院委員吳玉琴事務所主任)へのインタビューによる(2019年9月16日)。2015年の法改正に向けた議論において、盲導犬に、聴導犬と介助犬が加えることについては、それらの支援の能力や街中に連れ出す必要性に対し疑いの目が向けられ、反対があった。しかし、屏東科技

現在の補助犬政策 (身心障礙者權益保障法60条) は、上記のような発展から、視覚、聴覚、肢体不自由の障害者が、認定を受けた盲導犬、聴導犬、介助犬および育成犬 (訓練中の三種の犬) を同伴して、公共の場所、公共建築物、営業場所、公共交通機関およびその他の公に供されている施設などに入場できること (法60条1項)、補助犬を同伴しての公に供されている場所への入場の際し、特別な費用を徴収してはならず、または入場を拒否したり、制限を課したりしてはならないこと (法60条2項)、その他の個人が、補助犬をなでたり、餌を与えたり、補助犬が支援することを妨害してはならないこと (法60条3項)、を規定してい

大学工作犬訓練センターがその有用性を証明することによって、補助犬として認められることとなった。この経緯から、台湾における補助犬の枠は、将来に向けてより多様な機能を有する犬、または犬だけではないサービスアニマルに拡大される可能性が推察されるかもしれない。しかし、現在のところ補助犬の枠を広げる法改正の動きは活発ではない。補助犬の枠の拡大は、三種の補助犬が認められつつも、盲導犬しか稼働していない状況では、現実的ではないという見方が強い。一方、屏東科技大学工作犬訓練センターのチーフドッグトレーナーの祁偉廉氏 (亞洲大学獣医学部教授と兼任) は補助犬の定義の固定化について疑念を呈する。祁氏によれば、「補助犬を盲導犬のみに限定し、拡大を抑制しようとする動きは、盲導犬訓練機関の寄付の確保などを背景としておこなわれている。公の場所への入場に対する差別禁止を目的とするならば、補助犬を三種に限定する必要はない。障害者のニーズに合致した支援をおこなうべきであり、より多様な支援をおこなう犬を補助犬と認めるべきである (祁偉廉氏 (屏東科技大学工作犬訓練中心 (亞洲大学獣医学部教授)) へのインタビュー)」という。実際、祁氏は、障害および非障害の生徒のかたわらに座り、落ち着かせる学習支援犬 (閱讀補助犬) などの育成をおこなっている。さらに、屏東市政府に働きかけ、学習支援犬を市内の学校の教室などに導入する取り組みをおこなっている。また、2015年の改正時には、聴導犬、介助犬に加えて、ドクタードッグ (勤務犬またはファシリティドッグ) をその対象に加えることを求める動きがあった。ドクタードッグとは、入院中の高齢患者などに寄り添い、喜びを与えるために病院にいる犬である。しかし、ドクタードッグに関しては、通常のペットとの峻別が困難であるという理由で補助犬として認められることは先送りとなった。

る。また、補助犬の認定や使用者の衛生管理などの規則の制定については中央政府担当機関（厚生省社会・家庭局（衛生福利部社會及家庭署））がおこなうこと（法60条4項）とされている。また、法100条は、法60条2項に違反する者が、期限内に状況の改善を命じられたにもかかわらず、それができない場合には、1万台湾元以上5万台湾元以下の罰金の支払い、および4時間以上の講習の受講を義務付けるとしている。

3. 台湾における補助犬の育成・訓練：訓練機関の取組み

(1) 訓練機関による補助犬の育成・訓練

台湾では、訓練機関は、国内、国外の訓練機関または国際的な組織と協力して、優良な犬を繁殖または導入している。子犬は生後2から3か月になると、厳選されたパピーウォーカー（寄養家庭）にあずけられ、家庭生活および社会性を身につけるのための基礎訓練がおこなわれる。パピーウォーカーにあずけられている段階で、訓練機関の指導員が、子犬を仔細に観察し、身体的、心理的発達の状態はどうか、包括的な健康状態はどうか、穏やかな性格であるか、自信があるか、敏感であるか、注意力があるか、活動量は十分か、外的環境の変化や刺激に対する反応はどうか、などについて確認をおこなう。子犬は1歳になると訓練機関に戻される。訓練機関は、健康状態、犬の性格など複数の項目について再度評価・選定し、素質のある子犬に訓練をおこなう。

恵光盲導犬教育基金会によれば、盲導犬の訓練は4段階に設定されている。第1段階の初等訓練では、ハーネスを装着すること、さまざまな不慣れた環境へ対応すること、目標を探し出すこと、障害物を避けること、階段を昇降すること、まっすぐ進むこと、交差点で停止すること、が訓練される。一連の訓練、評価を経て、中等訓練へ進むことができる。第2段階の中等訓練では、定点を探し出す訓練、高い障害物に対する訓練、気をそらす訓練、並びに屋外の自動車の往來の激しい場所または複

雑な場所での進行に関して訓練される。これが終了した後で、第3段階の高等訓練へ進む。高等訓練では、より複雑度を高めた状況での訓練、乗り物への搭乗などの模擬的状況での訓練を経た後で、最終評価に進むこととなる。この高等訓練を通過した後、第4段階である、盲導犬利用者との合同訓練（共同訓練）を実施し、利用者との相性や稼働状況を確認する。その結果として、適正であると判断された場合に、訓練機関は、中央政府担当機関（衛生福利部社会及家庭署）に対し認定証書の請求をおこなう。

生まれてから訓練開始まで1年間、訓練開始から証明証書発行まで1 - 2年を要する。

(2) 補助犬ユーザーの要件と提供手続き

補助犬を必要とする障害者は、補助犬の提供申請を、各訓練機関におこなわなければならない。補助犬を希望する障害者は、補助犬を実際に利用している障害者や、補助犬が障害者の役に立つと考えた知り合いから情報提供を受けることがきっかけになる場合が多いという。そのほかにも、訓練機関の説明会やデモンストレーション、または訓練機関が他の福祉系機関に働きかけによって補助犬について興味、関心を持つこともある。

障害者から補助犬の提供申請を受けた訓練機関は、電話や直接家に訪問することにより、その申請者の状況を評価し、選定する。盲導犬を提供するか否かについて訓練機関は、それぞれ独自の要件を設けている。その基準として、年齢要件、身体要件、心理的安定性の要件、方向感覚の要件、経済能力の要件、特殊要件、その他がある。たとえば、恵光盲導犬教育基金会は、年齢20歳以上65歳未満で、台湾国籍を有し、また台湾政府が発行する障害者手帳を有していることを条件としている。これに加えて、歩くことができること、犬の歩行速度に合わせられること、大型犬の動きを制御できるほどの健康状態であること、心理的に安定し、

動物を虐待しないこと、盲導犬を操作する基本的な技術を有していること、少なくとも30分以上散歩できること、餌代や医療費を支出できる程度に経済的基盤が安定していること、トイレを1日4 - 5回、1 - 2回の餌やり、毎週2 - 3回のブラッシング、3 - 4週に1回の洗体をおこなえること、が条件となっている。また、台湾導盲犬訓練協会も同様の要件を有しているが、年齢要件が台湾の成人年齢である18歳以上としている。

恵光盲導犬教育基金會の年齢制限については、20歳以上の要件は、人格の成熟と経済的自立の観点から設けられている。65歳以下の要件は、街中に段差や障害物が多い台湾の環境において、一定の身体的および判断能力が求められること、また中型犬・大型犬の動きを制御するなど身体的能力が求められることから設定されている⁽¹²⁾。

年齢制限に加えて、両訓練機関とも、将来の補助犬ユーザーの経済的安定性を重視している。ユーザーが経済的安定性を欠くと、餌代を確保できないこと、犬が病気になったときに医療費を工面できないこと、または大型犬を飼えるだけの居住環境を用意できないことが生じ犬の健康を害することにつながるからである⁽¹³⁾。

なお、将来の補助犬ユーザーの障害の程度や内容に関しては、提供を拒否する直接的な理由とはなっていない⁽¹⁴⁾。

補助犬の申請者は、申請、選定後に適切な補助犬があらわれるまで一定期間待機することが求められる⁽¹⁵⁾。恵光盲導犬教育基金會によれば、申請者の状況に合致する補助犬が現れれば数週間で提供されるが、障害の

(12) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金會)へのインタビュー。

(13) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金會)へのインタビューおよび楊凱卉氏(台湾導盲犬訓練協会)へのインタビューによる(2019年9月17日)。

(14) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金會)へのインタビュー。

(15) 傳によれば、盲導犬の支給要件は訓練機関ごとで定められているものの、利用者のニーズ、経済状態、居住環境などの評価が適正におこなわれている保障はないという。傳、前掲注7、23-24頁。

内容など場合によっては相当な期間待つ場合がある。たとえば、視覚と聴覚の両方に障害を有する個人が補助犬の提供を申請した場合など、その個人のニーズに対応できる犬が現れるまで1年から2年待たなければならぬことがある。

申請者に適切な犬がいる場合に、訓練機関は、その犬と将来の使用者との相性を確認し、そして合同訓練を実施する。訓練機関が、その結果としてその申請者に提供することがふさわしいと考える場合に、犬が提供される。補助犬が申請者に提供される段階になったときに、厚生省社会・家庭局に対し、認定(成)犬およびその使用者に対する証明証書の発行申請(資格認定)がおこなわれる(後述)。

訓練機関は、合同訓練の終了後、盲導犬の提供にあたって盲導犬ユーザーとの間で契約を締結する。これは、両当事者間でその内容を理解し、問題発生を防ぐ観点からおこなわれている。補助犬の提供とは、訓練機関が補助犬を所有し、申請者に貸与することをいう⁽¹⁶⁾。したがって、補助犬ユーザーに不適切な行為があった場合には、契約に基づき、貸与した補助犬を訓練機関が連れ戻すことができる。たとえば、ハーネスを非常に強く引き、行動を強く制御する癖のある利用者の下に貸与されていた盲導犬を訓練機関が連れ戻している⁽¹⁷⁾。

(3) 補助犬の数

2019(民國108)年6月30日時点における調査によれば、台湾で稼働中の盲導犬は40頭である⁽¹⁸⁾。訓練機関ごとにみると、恵光盲導犬教育基金

(16) 屏東科技大学工作犬訓練センターでは、ある視覚障害者に例外的に盲導犬を贈与したことがあるという。祁偉廉氏(屏東科技大學工作犬訓練中心(亞洲大学獣医学部教授))へのインタビュー。

(17) 楊凱卉氏(台湾導盲犬訓練協會)へのインタビュー。

(18) 衛生福利部社会及家庭署が交付している証明証書の数でいえば、盲導犬に対する証明証書が40件、盲導犬の使用者の証明証書が39件となっている。衛生福利部『核發導盲犬相關證明文件張數統計表』民國108(2019)年6

会を通じて交付された盲導犬およびその使用者の証明証書がそれぞれ6件、台湾盲導犬訓練協会を通じて交付された盲導犬の証明証書が33件、使用者の証明証書が34件となっている。盲導犬の育成犬の数は、恵光盲導犬教育基金会在が21頭、台湾盲導犬訓練協会が88頭となっている。パピーウォーカーについて、恵光盲導犬教育基金会在が委託している数は23件、台湾盲導犬訓練協会が委託している数は195件となっている。

また、台湾では盲導犬が都市部に偏在している傾向がある。厚生省社会・家庭局によれば、市、県ごとの盲導犬の数は、新北市が21頭、台北市が7頭、高雄市が4頭、台中市が3頭、台南市が2頭、宜蘭県、桃園市、屏東県(縣)がそれぞれ1頭となっている。人口100万人を下回る都市にいる盲導犬は、宜蘭県と屏東県にいる2頭だけであり、また台湾北部の台北都市圏(台北市、新北市、桃園市)に全体の約4分の3(40頭中の29頭)が集中している。台北市での盲導犬の数が新北市と比べて少ないのは、台北市の家賃が高く、盲導犬を飼うために必要な一定のスペースを確保することが困難であるためである。⁽¹⁹⁾

2015年の法改正により補助犬として認定される対象となった聴導犬と介助犬であるが、現在のところ認定を受けている稼働犬は1頭もない。これは、屏東科技大学工作犬訓練センターの育成体制が現在整備されておらず、育成面において実質的に稼働していないことが原因となっている。

盲導犬の待機者は少なくない。恵光盲導犬教育基金会在の待機者は現在⁽²⁰⁾29名、台湾盲導犬訓練協会の待機者は平均5名から10名である。⁽²¹⁾

月30日更新。

- (19) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金会在)へのインタビューおよび楊凱卉氏(台湾導盲犬訓練協会)へのインタビュー。陳雅芳氏によれば、居住環境の整備は簡単ではないが、家族や友人が適切な物件を紹介することが多いという。また、恵光導盲犬教育基金会在では、適正物件に関する情報提供をおこなっている。
- (20) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金会在)へのインタビュー。

(4) 補助犬の獲得・維持費用

補助犬ユーザーは、補助犬の貸与を受ける際に訓練機関に対し、貸与および訓練にかかる費用などを支払う必要はない。補助犬の訓練費用は、訓練機関が負担することとなっている。訓練機関の運営は、個人および企業の寄付そして中央政府からの補助金によって成り立っている。たとえば、恵光盲導犬教育基金会の場合、財源は、8 - 9割が寄付、1割 - 2割が政府からの補助金、加えて財団法人として有する財産のわずかな利子となっている。政府からの補助金には、固定のものと申請型の特定の事業のためのものに分かれており、特定事業には補助犬に対する理解促進および普及事業がある。台湾導盲犬訓練協会の場合には多くが寄付であり、政府の補助金の割合は小さくなっている⁽²²⁾。訓練機関はこのような財源を利用して、補助犬の訓練費用等を捻出している。

補助犬ユーザーは、上述のように犬の提供を受ける際に費用を支出する必要はないが、維持にかかる費用を負担しなければならない。餌代、予防接種などの日常的な費用に加えて、犬が病気になったときに、医療費を負担しなければならない。突発的な医療費負担を除いても、補助犬の維持には1か月あたり約3000元⁽²³⁾（日本円で約1万円）が必要となるとされており、経済的負担は少なくない。

補助犬の育成、維持に多額の費用が必要であるのに対し、社会保障制度が、犬の購入、訓練費用を補助する仕組みとはなっていない⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾。補助犬

(21) 楊凱卉氏 (台湾導盲犬訓練協會) へのインタビュー。

(22) 楊凱卉氏 (台湾導盲犬訓練協會) へのインタビュー。

(23) 2005 (民國94) 年に実施された補助犬ユーザーに対する聞き取り調査によれば、1ヶ月の費用は約1,500元程度とされている。林萃蘋「臺灣導盲犬使用之經驗與問題研究」國立臺灣師範大學特殊教育學系特教教學碩士論文, (2006), 96-97頁。

(24) 孫迺翊氏 (台湾大学法律学院教授) へのインタビュー (2019年9月12日) および周怡君氏 (東吳大学社會學系教授) へのインタビューによる (2019年9月15日)。

(25) 資金調達の方法のひとつとして、訓練機関が、社會及家庭署を通じて、

が障害者ニーズに対応しているにもかかわらず、アメリカや日本と同様に、社会保障制度における補助犬の位置づけは明確ではなく、補助犬の獲得、維持に対する経済的負担は訓練機関と補助犬ユーザーに委ねられている。補助犬を補装具とみなすことができれば、理論上社会保障制度がその費用を負担することができないはないが、台湾ではそのような方法を採用していない。その理由として、「犬を補装具とみるのが生き物としての動物愛護の精神に反する」こと、「補助犬の支援はその他の補助具などによっても代わりが効く」ことを挙げられる⁽²⁶⁾。しかし、補助犬に社会保障制度の適用がないことは、低所得の障害者に補助犬のニーズがあったとしても、経済的な理由で利用できない状態を招くことになると考えられる。

4. 台湾における補助犬規則と政府の取組み

台湾における補助犬政策は、上述のように、身心障害者權益保障法60条及び100条によって枠組みが設定され、細目については補助犬規則が補うかたちとなっている。この政策は、「認定」を受けた三種の補助犬を同伴する障害者に対する「差別の禁止」を中心に組み立てられている。この章では、上記の政策を実施するために、台湾の中央政府が補助犬規則などを通じておこなう、訓練機関の認可、補助犬の認定と証明証書の発行、法による義務付け、差別に対する救済方法、補助犬の周知・広報活動、についてみていくこととする。

(1) 訓練機関の認可と義務

補助犬の訓練機関(合格專業訓練單位)となるためには、厚生省社会・

宝くじ公営事業に申請し、その助成金がプリーディングや訓練をおこなう人に対する賃金や訓練中の犬の医療費の一部として使用されている。陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金會)へのインタビュー。

(26) 孫一信氏(立法院委員吳玉琴事務所主任)へのインタビュー。

家庭局の「認可」を受けなければならない(補助犬規則2条ないし4条)。認可を申請できる機関は、法律に基づき、設立、登記された国内の法人(補助犬規則3条1号)であり、国際盲導犬連盟(International Guide Dogs Federation, 以下IGDF)、国際補助犬連盟(Assistance Dogs International)などの会員であるか、または連盟会員との交流が2年以上継続してあること(補助犬規則3条4号)、育成犬の専門的訓練能力を有する専任の訓練士を配置していること(訓練機関の申請者は、少なくとも1名の専任の訓練士を配置しなければならないこと)(補助犬規則3条3号)、組織およびその財政が健全であること(補助犬規則3条4号)が条件となっている。

認可を受けた訓練機関は、以下のことをおこなわなければならない。第1に、認定犬及び育成犬を訓練し、視覚、聴覚、肢体不自由の障害者との相性を高めることである(補助犬規則7条1項1号)。第2に、認定を受けた盲導犬、聴導犬、補助犬を利用する視覚、聴覚、肢体不自由の障害者に理解促進および普及活動を行うことである(補助犬規則7条1項2号)。第3に、専門の訓練士を募集し、養成し、関連活動をおこなうことである(補助犬規則7条1項3号)。第4に、定期的に認定犬および育成犬に防疫および健康検査を実施し、防疫および公衆衛生関連規定を順守すると同時に、担当政府機関および獣医師による保健指導を受けることである(補助犬規則7条1項4号)。第5に、定期的に認定犬の稼働状況や利用者との相性をフォローアップ評価することである。1年目は3か月ごとにユーザーとの相性をフォローアップ評価し、1年以上の場合には1年に2回の相性評価を実施しなければならない。毎回の評価についてケース記録を記入し、厚生省社会・家庭署に報告しなければならないこととなっている(補助犬規則7条1項5号)。第6に、定期的に、認定犬の相性状況、育成犬の訓練状況、訓練機関の名簿、関連統計資料および防疫・健康検査のフォローアップ評価記録を、中央政府担当局に報告することである(補助犬規則7条1項6号)。第7に、

傷病、不適任、その原因により支援又は訓練できなくなった犬、または退役した認定犬および育成犬に適切な世話をし、さらにそれらの犬を遺棄しないことである(補助犬規則7条1項7号)。

(2) 補助犬の認定プロセスと証明証書

台湾では、補助犬として差別禁止の対象となるための「資格認定」については、中央政府担当機関(厚生省社会・家庭局)がこれを定める(法60条4項)としている。その補助犬規則は、法60条でいう盲導犬、聴導犬、介助犬とは、中央政府担当機関で認可を受けた訓練機関が訓練後、合格犬の証明証書の交付を受けている犬を指すとしている(補助犬規則2条)。また、「中央政府担当機関は、訓練機関に対し、認定犬の証明証、育成犬の証明証および犬の専門訓練士の資格の証明証の発行を委託できる(補助犬規則8条)」としている。実際、合格犬の「認定」作業は、実質的に訓練機関によっておこなわれており、それに基づき社会・家庭局が証明証書の発行をおこなっている。

訓練機関は、上述のように、認可を受けるために国際的な訓練機関との交流が2年以上あることが求められている(規則3条1項2号)。上述の2つの認可盲導犬訓練機関は、IGDFに加盟し、5年ごとに同連盟のアクセデレーションを受けている。そして、盲導犬の育成、能力評価、など多面にわたって連盟が設定する基準(国際基準を台湾の都市環境事情に合わせて若干変更している)にしたがって活動をおこなっている。また、盲導犬の訓練士についても、IGDFの基準に基づき養成している⁽²⁷⁾。要するに、訓練機関は、盲導犬の育成やユーザーとのマッチング、訓練士の養成などについて国際基準を踏まえており、これによって盲導犬の

(27) 楊凱卉氏(台湾導盲犬訓練協會)によれば、犬の訓練士は、アシスタント、トレーナー、インストラクターという段階制になっており、アシスタントになるには1年、トレーナーになるには、2から5年、インストラクターになるにはさらに3年を要する。

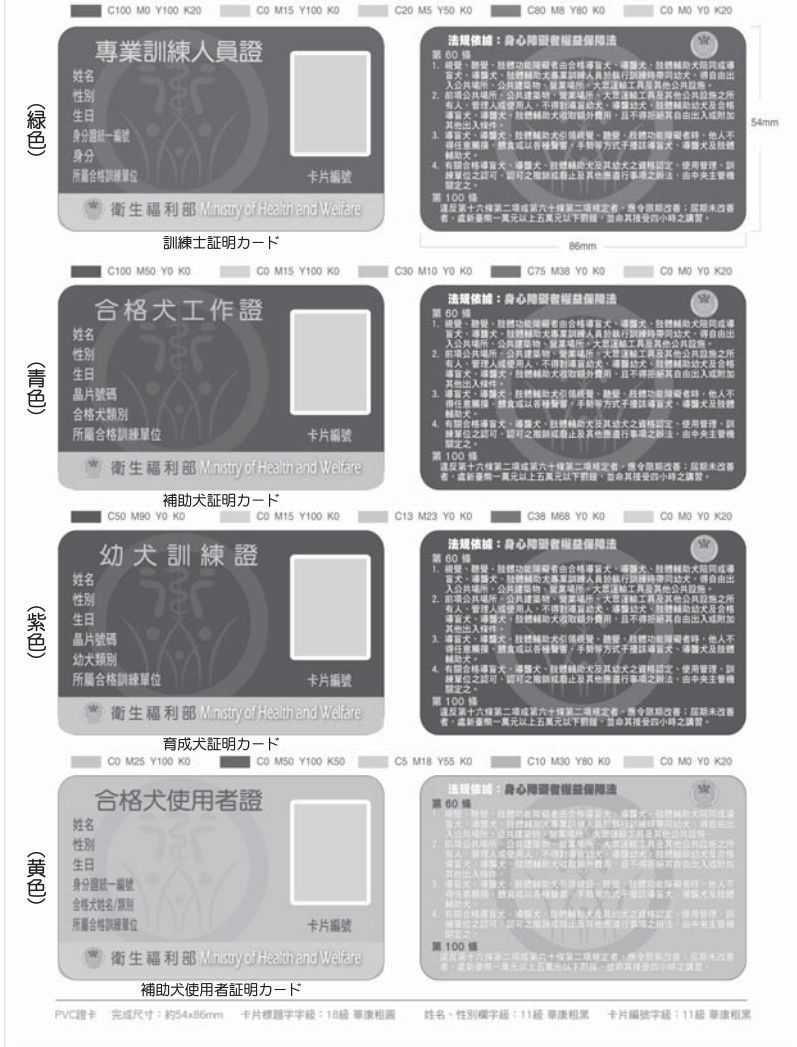
質を担保しているといえる。訓練機関は、犬の訓練の終了後、厚生省社会・家庭局に証明証書を求める申請をおこなうが、社会・家庭局はこの申請を拒否したことはない。⁽²⁸⁾それは、訓練機関が国際基準にしたがって訓練、評価されていること、上記のような訓練を実施している訓練機関を信用していること、社会・家庭局に盲導犬の適正さを測る能力がないこと、に基づいている。⁽²⁹⁾したがって、資格認定は、訓練機関への信頼に基づいており、社会・家庭局が主体的におこなっているわけではない。ただし、訓練機関による主体的認定によって補助犬の質が問題になったという例は、現状において訓練機関および社会・家庭局によって把握されていない。

証明証書は、認定を受けた成犬、育成犬、犬の訓練士、犬の使用者それぞれに発行され、いずれもプラスチック製のカード式になっている(図1を参照のこと)。認定(成)犬証明カード(合格犬工作證)や育成犬証明カード(幼犬訓練證)には、その犬の写真、名前、性別、生年月日、登録番号、補助犬(育成犬)の種別(盲導犬など)、訓練機関名が示されている。訓練士証明カード(專業訓練人員證)には、訓練士の写真、名前、性別、身分証明統一番号、身分、所属訓練機関名が示されている。また、補助犬の使用者にも、使用者証明カード(合格犬使用者證)が発行され、そこには、ユーザーの写真、名前、性別、生年月日、身分証明統一番号、使用する犬の名前と補助犬の種別、犬の所属訓練機関名が記載されている。証明カードはその種類によって色が異なる。訓練士証明カードは緑色、認定成犬証明カードは青色、育成犬証明カードは紫色、使用者証明カードは黄色となっている。補助犬の使用者のプライバシーの観点から、カードへの障害または病状の記載が懸念されるが、使用者証明カードにはそのような記載はない。ただし、障害者手帳(紙

(28) 吳宜姍氏(台湾政府衛生福利部社會及家庭署)へのインタビューによる(2019年9月17日)。

(29) 上掲。

図1:補助犬証明力ード



製カード)の裏面には、「障害種別(障礙種別)」の欄があり、障害の内容が記載されている。⁽³⁰⁾

公の場所などへの入場の際、補助犬を利用する障害者は、使用者証明

カード及び認定(成)犬証明カードを、訓練士は、訓練士証明カードと育成犬証明カードを携帯しなければならない(補助犬規則11条1号、2号)。また、盲導犬はハーネスを使用し、聴導犬または介助犬はベストを着用しなければならない(補助犬規則11条3号)。訓練中の補助犬について、盲導犬の育成犬は、ハーネスまたはベストを、聴導犬または介助犬の育成犬はベストを着用しなければならない(補助犬規則11条4号)。

(3) 法による義務：差別禁止と衛生管理など

法60条2項は、「前項の公共の場所、公共建築物、営業場所、公共交通機関およびその他の公共施設の所有者、管理人または使用する者は、盲導犬、聴導犬、介助犬の育成犬または認定を受けた盲導犬、聴導犬、介助犬に対し、特別な費用を課すこと、自由な入場を拒否すること、または入場に際し条件を課すことができない」としている。この条項は、「差別(岐視)」という用語を用いていないものの、条文の書きぶりをみる限り、差別禁止法的な構成を採用していると考えられる。差別禁止の名宛人は、公に供される場所や公共交通機関などの所有者や管理人であり、差別禁止の対象となる事由は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者が、認定を受けた成犬を同伴、または専門の訓練士が訓練中に育成犬を同伴して、上記の場所に入場させること、となる。

この法律および施行規則にはあきらかになっていない部分がある。第1に、差別禁止となる場所について細かな条件を付していないことである。⁽³¹⁾たとえば、差別禁止となる場所にはレストランやスーパーマーケット

(30) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金會)へのインタビュー。

(31) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金會)によれば、補助犬を同伴させない、またはさせるべきでない場所として、動物園、集中治療室または宗教関連施設があるという。動物園については、補助犬の病気感染予防のために同伴させないようにしている。集中治療室など、患者や病院のために、高度に衛生管理が必要な場所については立ち入らないようにしている。また、宗教の教義上動物を入れることが適切でない場所には事前に確認するよう

トが含まれるが、補助犬を伴ってそれらのフードエリアに入ることを拒否することが差別になるかについて具体的な規定はない。また、高い衛生管理が求められる精密機械工場や食品工場への入場拒否についても同様である。第2に、雇用の場での補助犬の入場拒否が差別になることを想定していないことである。厚生省社会・家庭局によれば、雇用の場は、私的な場所であり、法が規定する公共の場所などに該当せず、直接的に差別禁止の対象とはなっていない⁽³²⁾⁽³³⁾。実際、法および規則は、差別禁止の名宛人として企業などの使用者を規定していない。第3に、公に供せられる場所の所有者などが補助犬を伴って入場することを拒否する際に差別にならない正当事由に関する条項がないことである。

補助犬規則は、公に供せられる場所の所有者などに対する差別禁止に加えて、補助犬ユーザーにも義務を課している。補助犬規則は、補助犬ユーザーに対し、公に供される場所に入る際に、周囲の人々および物品の安全に対し善管注意義務を負わなければならないこと(補助犬規則12条)、認定を受けた合格犬の身体の清潔さを維持し、予防接種の接受など防疫ルールを遵守しなければならないこと(補助犬規則13条)、使用する認定犬に注意を払い、訓練機関の指導を受け入れ、使用規定を遵守すること(補助犬規則14条)、をユーザーの義務としている。

予防接種に関しては、狂犬病ワクチンおよび8種または10種混合ワクチンの両方を1年に一度接種することを盲導犬ユーザーに義務づけている。また、予防接種の際に1年に一度獣医師からの健康診断を受けている。

にしているという。

(32) 陳雅芳氏(恵光導盲犬教育基金會)によれば、視覚障害者を雇用するマッサージ店が盲導犬の同伴を拒否する場合があるという。

(33) 補助犬ユーザーが雇用先から補助犬の同伴を拒否された場合、訓練機関はそのような案件も苦情処理の対象としているという。楊凱卉氏(台湾導盲犬訓練協會)へのインタビュー。

(4) 補助犬を理由とする差別の救済方法

補助犬を同伴することに対する差別は日常的に存在する。⁽³⁴⁾ 盲導犬ユーザーであるA氏によれば、スーパーマーケット、ホテル、⁽³⁵⁾ 飲食店の入店拒否、⁽³⁶⁾ バスやタクシー乗車拒否⁽³⁷⁾である。10年前と比較すれば改善されているものの、⁽³⁸⁾ 現在においてもこのような例は頻繁に発生している。特に、雨の日は、犬の毛が雨に濡れると匂うため、バスやタクシーが乗車を拒否することが多い。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾ 補助犬を同伴する障害者は、問題が発生する際に使用者証明カード、認定犬証明カードを提示するが、入店、乗車拒否をするオーナーは、証明カードをみようともせず、効果がないこともある。

入店、乗車拒否などが発生した場合に、補助犬ユーザーは、第1に補助犬の貸与を受けている訓練機関にその内容を相談することとなっている。⁽⁴¹⁾ 相談を受けた訓練機関は、入店や乗車拒否した当事者に対し、身心

(34) 林は、盲導犬に対する差別の類型を、法を知っているのにあえて守らない場合、法を知らずに不利益取扱いをする場合、法を理解する気がなく、守らない場合に分けて、事例を紹介している。林庭慧，前掲注7，73-76頁。

(35) 2016年にあるホテルが盲導犬を含めたペットを絶対に入店させないというポリシーをとっていたことがニュースとなった。林庭慧，上掲73頁。

(36) 盲導犬ユーザーに対する調査 (2005 (民國94) 年) による。林萃蘋，前掲注25，102頁。

(37) 上掲の調査において、バスの乗車拒否に対する例が多く紹介されている。林萃蘋，上掲 103頁。

(38) 一般のタクシーに比べて、Uberなどのプラットフォーム型配車サービスについては、会社をあげて補助犬に対する理解を深めようとしてるため、近時相当な改善がなされているという。A氏 (盲導犬ユーザー) へのインタビューによる (2019年9月17日)。

(39) 盲導犬ユーザーに対する調査 (2005 (民國94) 年) によれば、雨天時にはバスに乗車拒否されることが多い。林萃蘋，前掲注25，102頁。

(40) 身心障害者權益保障法が、公共交通機関の定義を行っていないため、タクシーが公共交通機関といえるかについては議論がありうる。その他の法律ではタクシーが公共交通機関とみなされている。林庭慧，前掲注7，72頁。

(41) 恵光盲導犬教育基金会では、独自の取組みとして、「エンジェル計画 (開路天使計劃)」を実施している。これは、認定犬や育成犬が、パピーウォー

障害者権益保障法の内容を説明し、補助犬やその同伴についての理解を促す。場合によっては店舗に補助犬を連れて行き、吠えたり、暴れたりしないことを認識させる。このような方法によっても改善がみられない場合には、第2に、政府による解決の手続きを踏むこととなる。補助犬ユーザーから相談を受けた訓練機関（補助犬ユーザー個人ではない）が、そのような事象が発生していることを中央政府の厚生省社会・家庭局に対し、文章によって通知する。社会・家庭局は、その旨を補助犬およびそのユーザーが住む市または県などの地方政府の社会局（社会局）に通知し、市・県政府が入店、乗車拒否した当事者に対し補助犬および法の趣旨に対する理解を促すこととなる。そのような解決方法に応じない場合に、はじめて法100条に戻づく罰金が科せられることとなる。しかし、これまでにこの罰金制度が適用された例は1件もない。⁽⁴²⁾法60条およびその施行規則は、差別禁止法的構成を採用しているものの、その施行は理解促進・教育型の穏健な方法によっておこなわれている。

(5) 補助犬理解促進及び普及に対する取組み

補助犬に対する理解は、特に身心障害者権益保障法が成立して以降、少しずつ高まってきているという。法律で差別が禁止されたことやニュースなどで補助犬がとりあげられたこともあるが、補助犬に対する理解促進および普及に関する取組みが大きいという。⁽⁴³⁾

補助犬規則7条2号は、訓練機関の責務として「視覚、聴覚、肢体不自由の障害者が使用する認定犬に対する理解促進（社会適應）および普

カー、訓練士、ユーザーと外出したときに施設面やサービス面で不都合を被ったとき、当基金会に連絡すれば、基金会の母体となっている「台湾視覚障害者リハビリテーション院」の視覚障害者教育及び無障害の担当者が、協力して問題解決の方策を模索し、相手方に改善策を提示するものである。

(42) 陳雅芳氏（恵光導盲犬教育基金會）へのインタビューおよび楊凱卉氏（台湾導盲犬訓練協會）へのインタビュー。

(43) A氏（盲導犬ユーザー）へのインタビュー。

及(宣導)に関する活動」をあげている。社会・家庭局は、訓練機関に対し資金を提供し、企業などで補助犬のデモンストレーションや講演をおこない、補助犬の理解を促進している。この活動は、訓練機関への寄付にもつながっている。特に小学校などでの講演やデモンストレーションは補助犬の理解促進に大きく貢献している。また、このような活動により補助犬の利用に賛同してくれるレストラン、ホテルオーナーに対しては「補助犬フレンドリーな店」のステッカーを店の前に貼ってもらう活動もおこなっている。

(6) 小括

台湾では中央政府が、補助犬規則を通じて、訓練機関との連携の下で、盲導犬の証明証書の発行の手続き(資格認定)、盲導犬を同伴する場合の入店拒否に対する相談・解決プロセスへの関与、盲導犬のアフターケア、理解促進・普及活動の実践などをおこなっている。このような背景には、厚生省社会・家庭局と訓練機関との強固な信頼と協力関係がある。⁽⁴⁴⁾

5. まとめにかえて：日本の政策に対する示唆と共通の課題

台湾の補助犬政策は、日本の政策と多くの共通点がある。補助犬を、盲導犬、聴導犬、介助犬の三種としていること、補助犬を同伴することに対する差別を禁止していること、差別に対し、罰金制度があるものの、理解促進型の紛争解決方法を採用していること、差別禁止の対象である補助犬を認定し、証明証書を発行していること、補助犬ユーザーに対し衛生管理、防疫ルールを守ることを求めていること、などである。日本の補助犬政策と多くの共通点を有する台湾の補助犬政策、その実態および課題から、日本の補助犬政策に対していくつかの示唆が得られる。

(44) 盲導犬ユーザーは、政府当局に対して、第1に法令に周知および執行、第2に細目規定について明瞭でないことに関して、不満があるという。林萃蘋，前掲注25，123-124頁。

まずは、台湾における独自のプログラムから日本の補助犬政策に対する示唆的な点を示すこととしたい。第1に、育成犬の認定および証明証書の発行に関してである。台湾では、認定を受けた成犬だけでなく、育成犬の訓練中にも証明証書を発行しており、公に供される場所や公共交通機関での訓練が可能となっている。日本の補助犬法は「育成犬」を認定の対象としていないが、訓練期間中、特に合同訓練中に、訓練施設やユーザーの自宅だけではなく、外部での訓練ができたほうが効率的であり、また相性判断の際にも役立つと考えられる。また、育成犬が認定を受けるために移動するとき、一部の公共交通機関が育成犬の乗車を拒否する場合があるが、そのような状態を改善することができる。

第2に、訓練機関による実質的な認定と補助犬の質の確保に関してである。台湾の資格認定は実質的に訓練機関がおこなっているが、現在のところ補助犬の質に関する問題は把握されていない。台湾における補助犬の質は、盲導犬の国際訓練機関による犬の訓練および訓練士養成の基準の遵守によって確保されていると考えることができる。日本における補助犬の質の低下の問題は、認定の基準や方法、および認定をおこなう指定法人の質の問題と把握されている。しかし、指定法人の認定の稚拙さによるだけではなく、訓練機関の質を原因とみなすことができる。訓練機関の訓練、訓練士の質の向上を図ることも重要な課題であると考えることができる。

第3に、訓練機関による、補助犬に対する定期的なフォローアップに関してである。台湾の訓練機関は、定期的に補助犬の支援状況や利用者との相性を確認するフォローアップ評価をおこなわなければならないこととなっている。この手続きは、補助犬の質の確保および障害者に対するニーズの充足という観点から有益なものと考えられる。日本の補助犬政策にはこのような手続きが存在しないが、有用なものであると考えられる。

次に、台湾と日本の補助犬政策の類似性から共通する課題について示

すこととする。第1に、差別禁止に対する正当事由およびそのガイドラインの設定である。台湾の補助犬政策は、補助犬を同伴することに対する差別的取扱いに対する正当事由を明示していない。このような政策は、現実の問題に対応できない可能性が高い。一方、日本の補助犬法は、その点について一見クリアになっているように見える。補助犬法は、「著しい損害が発生し、(略)利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合(法7ないし10条)」には拒むことができるとしている。さらに、厚生労働省は、医療機関における補助犬の受け入れガイドライン⁽⁴⁵⁾において、医療機関に対し、受入れ方針、その範囲や方法を明確化し、その体制を整備することを求めている。しかし、この正当事由についてはその意味するところが判然とせず、また厚生労働省のガイドラインは、同伴できない場所の設定を医療機関の裁量に委ねているという内容であり、実効性の高いものではない。利益の相反が発生する場面を想定し、たとえば衛生管理とバランスを図りつつ、補助犬進入不可能エリアなどについてなんらかのルール(ガイドライン)を設定すべきであると考えらる。

第2に、差別禁止の対象として補助犬を三種に限定していることである。台湾では、日本と同様に、資格認定の対象を盲導犬、聴導犬、介助犬の三種としており、現在のところ、その他の機能を担う犬、またはその他の動物をその対象としようとはしていない。しかし、屏東科技大学工作犬訓練センターの祁偉廉氏が述べるように、困難に直面する障害者のニーズという観点から補助犬のあり方を考える必要がある。補助犬の定義の拡大に否定的な態度は、現在の補助犬ユーザー、訓練機関など特定の個人や団体の利益に資するが、それ以外に困っている障害者、たと

(45) 厚生労働省「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/00010177003.pdf>.

えば低血糖症やてんかんを有する個人、の利益を排除することにつながる。我が国でも、誰のために、どのような補助犬が必要であるかを原点に立ち返り、考える必要がある。

第3に、補助犬に対する維持費および医療費に対する支援である。台湾では、補助犬を獲得する際に特別な費用がかからないものの、その維持費や突発的な医療費の負担が重いことから、低所得者の利用が困難になっている。日本の場合をみると、台湾と同様に、寄付を受けている訓練機関がユーザーに補助犬を無償提供しているというのが一般的な方法である。都道府県レベルで地域生活支援事業の一つとして補助犬獲得の際に財政支援があるもの⁽⁴⁶⁾、すべての事例に適用されているわけではない。また、維持費や医療費を負担する仕組みもない。日本の状況は、台湾の状況よりもわずかに恵まれているといえるかもしれないが、十分なものとはいえない。所得の多寡を問わず、補助犬が必要な障害者のニーズに対応するために、補助犬を補助具と位置づけ、都道府県が費用負担をおこなうことなど、維持費や医療費の助成をおこなうことが必要であると考えられる。

第4に、差別禁止の対象と認定基準が合致していないことである。台湾においても、日本と同様に、専門の訓練機関で訓練を受けた犬だけを差別禁止の対象としている。日台の要件にとらわれずに考えると、差別禁止の対象として必要な要件は、店舗内などで犬の動き等について統制が可能なこと、ユーザーに対し支援をおこない得ること、衛生管理がなされていることであると考えられる。しかし、補助犬法の認定の議論は、

(46) たとえば、東京都は、「東京都身体障害者補助犬給付制度」を設け、身体障害者が市町村を通じてなされる申請に基づき、必要な補助犬を給付(貸与)するために、訓練機関に対し、退役後の管理を条件として、犬の購入費、訓練費、その他費用の一部を支出している。

(47) 東京都では東京都獣医師会が都内にいる補助犬に対し1年につき2万円分の医療チケットを配布している。これは、上記の「補助犬給付制度」の適用を受ける犬だけではなく、補助犬すべてに適用されている。

社会で信頼を得られる補助犬としての要素を重視し、補助犬の質を向上させる観点からおこなわれようとする傾向がみられる。結果として、差別禁止において求められる要件から離れ、厳格なものとなっている。法の目的に立ち返って、適格性要件を再考する必要がある。

(付記)

本研究は、厚生労働科学研究費補助金研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究 (研究代表者: 国立障害者リハビリテーションセンター総長飛松好子)」による研究成果の一部である。

[参考文献]

- 林庭慧 (2017) 「當導盲變成倒忙：臺灣社會環境對視障者使用導盲犬的影響」東吳大學社會學系碩士班碩士論文
- 傅郁馨 (2011) 「導盲犬服務與使用者受容之研究」國立暨南國際大學社會政策與社會工作學系碩士論文
- 林萃蘋 (2006) 「臺灣導盲犬使用之經驗與問題研究」國立臺灣師範大學特殊教育學系特教教學碩士論文
- 柯明期, 馬媛文 (2004) 『臺灣第一隻導盲犬 Aggie: 你的左邊曾是最驕傲的位置』 (臺北: 尖端)

[インタビュー]

- 祁偉廉氏 (屏東科技大學工作犬訓練中心 (亞洲大学獣医学部教授)) 2019年9月12日
- 孫迺翊氏 (台湾大学法律学院教授) 2019年9月12日
- 張其恆氏 (政治大学勞工研究所副教授) 2019年9月13日
- 周怡君氏 (東吳大学社會學系教授) 2019年9月15日
- 孫一信氏 (立法院委員吳玉琴事務所主任) 2019年9月16日
- 楊凱卉氏 (台湾導盲犬訓練協會) 2019年9月17日
- A氏 (盲導犬ユーザー) 2019年9月17日
- 陳雅芳氏 (惠光導盲犬教育基金會) 2019年9月17日
- 吳宜姍氏 (台湾政府衛生福利部社會及家庭署) 2019年9月17日